

介護保険サービスに係る医療費控除の対象一覧

サービス区分・サービス内容		医療費控除の対象となる部分				備考
		医療系サービスと併せて利用するとき		単独で利用するとき、又は医療系サービスと併せて利用しないとき		
		介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	介護福祉士等による喀痰吸引等の対価以外	介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	介護福祉士等による喀痰吸引等の対価以外	
居宅サービス (医療系)	(介護予防)訪問看護	対象(自己負担額)				・支給限度額を超えた自己負担額も医療費控除の対象です。
	(介護予防)訪問リハビリテーション					
	(介護予防)居宅療養管理指導【医師等による管理・指導】					
	(介護予防)通所リハビリテーション【医療機関でのデイサービス】	対象(自己負担額、食費)				
	(介護予防)短期入所療養介護	対象(自己負担額、居住費、食費)				
地域密着型サービス(医療系)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 【一体型事業所で訪問看護を利用する場合】	対象(自己負担額)				・日常生活費、特別な居住費・特別な食費は医療費控除の対象外です。
	看護・小規模多機能型居宅介護 【上記の居宅サービス(医療系)を含む組合せにより提供されるもの (生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。)]					
居宅サービス (福祉系)(※1)	訪問介護(生活援助中心型を除く)	対象(自己負担額)		対象(自己負担額の10分の1)	対象外	
	(介護予防)訪問入浴介護					
	通所介護【デイサービス】					
	(介護予防)短期入所生活介護【ショートステイ】	対象(自己負担額の10分の1)		対象外		
	訪問介護(生活援助中心型)					
	(介護予防)特定施設入居者生活介護【有料老人ホーム等】					
	(介護予防)福祉用具貸与					
対象外						
地域密着型サービス (福祉系)(※1)	地域密着型通所介護	対象(自己負担額)		対象(自己負担額の10分の1)	対象外	・支給限度額を超えた部分は医療費控除の対象外です。 ・日常生活費、居住費、食費は医療費控除の対象外です。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 【一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所の場合】					
	看護・小規模多機能型居宅介護 【医療系サービスを含まない組合せにより提供されるもの (生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。)]					
	夜間対応型訪問介護					
	(介護予防)認知症対応型通所介護					
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護					
	看護・小規模多機能型居宅介護【生活援助中心型の訪問介護の部分】	対象(自己負担額の10分の1)	対象外			
	(介護予防)認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】					
	(介護予防)地域密着型特定施設入居者生活介護					
地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)	訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く。)	対象(自己負担額)				
	通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く。)					

(※1)福祉系サービスについては、ケアプランに基づいて医療系サービスと併せて利用した場合の自己負担額が対象になります(一部例外あり)。

施設サービス (医療系)	介護老人保健施設	対象(自己負担額、居住費、食費)				・日常生活費、特別な居住費・特別な食費は医療費控除の対象外です。
	介護療養型医療施設					
	介護医療院					
施設サービス (福祉系)	介護老人福祉施設	対象((自己負担額、居住費、食費)の2分の1)				
	地域密着型介護老人福祉施設					